

| | |
|------------------|---|
| Title | 南カリフォルニアにおける日系人の政治知識： 登録者率を中心として |
| Sub Title | Political attitude of Japanese Americans in Southern California |
| Author | 鶴木, 眞(Tsuruki, Makoto) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1976 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.3 (1976. 3) ,p.17- 60 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760315-0017 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南カリフォルニアにおける日系人の政治意識

——登録投票者率を中心として——

鶴 木 眞

序 章

〔I〕

リブセットは、イスラエルにおける人種問題を政治参加の視点から次の様に論じている。

「イスラエルは、一人一票を持つ民主主義社会にもかかわらず、セファルデイ系の政党を作ろうとする試みは、国会議員選挙の場合、ほとんど失敗におわっている。事実、これまでセファルデイ系政党の得票率は、総投票のパーセントないし二パーセントにとどまってきた。セファルデイ系の人々は政治的、社会的に劣勢な立場にあり、アシケナージ系との不平等に悩んでいるにもかかわらず、自らの政治的欲求や利益を自らの手で実現させるための有効な組織を持っていない。

彼等の利益を増進させようとする組織が、今まで政治的な支持を得られなかつた理由は、よい指導者にめぐまれていなかつた事も、理由の一つである。政治指導者にとつて、学歴はさほど必要ではない。このよい例が、政界に進出して行つたアイルランド系アメリカ

人である。アイルランド系のごくわずかの者が高等教育をうけたにすぎなかつた。しかしこれらの人々が政治団体を組織しその指導者となつたわけではなかつた。むしろ政治指導者は、学歴のない、アイルランド文化をそのまま新世界に持ちこんできた農民社会から擡頭してきたのである。

これに匹敵するような、イスラエルのセファルディの指導者と政治運動は、今やつとはじめられたところである。アメリカにおいても、同一人種集団に基盤をおいた政治組織は、はじめに地域的争点をめぐる地方政治のレベルで出現してきた。今日のイスラエルはその意味でアメリカと同一の経過をたどっているように思える。⁽¹⁾

アメリカの人種的マイノリティの政治参加は、地方政治において明らかに同一人種集団を基盤にしている事例が多いように思われる。

ウィルトはサンフランシスコ市の権力構造の歴史をこのような視点から論じている。

「アイルランド系は、ニューヨークの場合と同じやり方で、サンフランシスコにおいても自分達の握つた政治権力を、同一人種集団に属する人々の地位向上に役立たせた。同様の事例は、時期こそ前後するが、ドイツ系もイタリア系もサンフランシスコを舞台にやつて来たことである。そして今や、黒人やチカノス(メキシコ系)がそれを自分達の政治活動の目標にかかげている。⁽²⁾」

〔II〕

アイルランド系の事例とは対称的に、カリフォルニアの日系人は伝統的に政治参加にほとんど関心や興味を示さなかつた。それには概ね三つの理由があつた。第一に、戦前ほとんどの一世には市民権が与えられていなかつた。第二に、ほとんどの一世は日本においても投票権を持つていなかつたし、政治への関心も薄い人々であつた。第三に、この様な日系人社会の背景は、二世の政治的社会化に大きな影響を与え、二世が成人に達した時に彼等は全くといつていいほど政治的背景を持つていなかつた。スマイスは、こうした状況を次の様に述べている。

「二世が成人年令に達した時、彼等は、持つている市民権が様々な権利を必然的に伴っている事を認識した。もし彼等が市民権を持つていなかったら、一世同様、それらの諸権利を得るために大きな努力をかたむけなければならなかつたらう。彼等は政治的には全く無知であつた。彼等の両親たち（二世）が日本からやつて来た時、日本ではきびしい制限選挙が行われていた時代であつた。しかも、投票権のない日本人町で成長した二世は、まったく政治的背景を持つていなかった。しかし彼等が成人年令に達すると、いろいろな政治家が彼等の持つ一票に関心をむけはじめたのを知つた。選挙になると、候補者は二世の指導者たちに支持をもとめてきた。当初、二世は極端に保守的な態度を示した。」

こうした中で、二世は徐々に自らの政治組織を持つ必要を認識し、様々な試みがなされた。その一つの成果は、一九三〇年にサブロー・キドを議長として全米会議を開催した「日系市民協会 (Japanese American Citizens League) であつた。市民協会 (J・A・C・L) は日系人に対する差別とたたかい、例えば、一九三五年に志願兵として第一次大戦に参戦した日系人に市民権を与える法律を制定させる上で大きな役割を果たした。しかし、第二次大戦勃発と緒戦におけるアメリカ軍の後退に直面して、合衆国は西海岸諸州に居住する日系人の強制転住と收容を実施した（一九四二年二月十九日、大統領令九〇六六号）。この事態に際し、日系人は何ら抵抗しえなかつた。そればかりか彼等は正当な諸権利さえも踏みにじられたのである。当時、同様の敵国系人であつたドイツ系、イタリア系は殆んど何もされなかつたのに、なぜ日系だけが強制收容されたのであるか。今日、「イエロー・ブラザーフッド運動 (Yellow Brotherhood Movement)」や「第三世界運動」に共鳴する活動的な三世から、二世の無抵抗に大統領命令をうけ入れた態度が強く批判されている。これにたいし多くの二世は時代的情況が抵抗をゆるさなかつた事を説く——たとえそれが、今日の三世の批判を満足させるものでない事を知つていても——。アメリカ共産党員、カール・ヨネダもそうした二世の一人である。

我々は、日系人が一九四二年当時アメリカ本土で強い政治勢力ではなかつた事実を見逃がしてはならない。当時二世の平均年令は一九才であつたし、また一世はほとんどがアメリカ市民になる事を認められていなかった。したがつて我々は、強く政治に志向した組織を持つていなかった。我々はドイツ系やイタリア系がした様に、アメリカ連邦議会に政治的に働きかける何らのすべも持たなかつたのである。

さらに、アメリカ本土の日系人はハワイの日系人のように社会に経済的に有意義な集団ではなかつた。ハワイでは日系人は総人口の約三分の一を占め、政治勢力としても、また砂糖園やパイナップル園の労働者や沖仲仕等として労働組合においても、大きな勢力を占めていた。⁽⁴⁾

事実、ハワイにおいては、日系人はカリフォルニアのように広大な地域に分散した数のきわめて少いマイノリティではなかつた。むしろ、二、三の島にかたまつて住みついた、ほとんどマジョリティに近い集団であつた。しかもハワイは、カリフォルニアと比べて人種的に寛容な社会であつた。したがつてハワイの日系人は、その数の大きさ故に、そしてその事から由来する諸属性の故に、第二次大戦後一大政治勢力として擡頭し得たのである。

他方、カリフォルニアの日系人も第二次大戦後、アメリカで最も成功したマイノリティと呼ばれるにいたつた。一九四〇年代中端、アメリカの戦局好転と共に多くの日系人が収容所から出る事をゆるされた。その後の彼等の階層上昇の過程は着実であり、一九七〇年の統計では日系家族の収入は中間値で一三、〇〇〇ドルを越えている。明らかに日系人は集団として、もはや社会の「下」階層から完全にぬけ出してしまつたことを物語つてゐる。この日系人の成功の大きな要因は、教育への熱意と専門職分野への就職であろう。しかし、彼等は学歴とか収入とかの特定の側面でのみ、成功者として見られてゐるのであつて、このことは高い社会的地位や政治権力の獲得を同様に意味してゐるのでは決してないのである。キタノは、この様な日系人の社会的位置をミドルマン・マイノリティ“Middleman Minority”と呼んでゐる。⁽⁵⁾

〔Ⅲ〕

したがつて、日系人がアメリカの政治の中で、今日どの様な位置と志向を一つの人種集団として持つてゐるかは、ハワイとカリフォルニアでは大きく異なろう。すなわち、ハワイと違つてカリフォルニアでは、政治勢力として有意義な“Ethnic Bloc”

を日系人はその数の少なさゆゑに形成しえないのである。

私の関心はハワイとアメリカ本土の日系人の政治意識の比較研究にある。なぜならば、前に引用したリプセットのいうマイノリティの政治参加のパターンも、結局はある程度の人数の存在を前提として、それが何らかの政治的に有意な勢力を構成しうる場合にのみ言い得る様に思えるからである。こうした前提に欠けるカリフォルニアの日系人の政治意識の実態を分析する事は、マイノリティの政治参加を一般的に考察する上で、何らかの有益な手がかりを与えてくれるはずである。

本論文は、私が一九七五年二月から八月にかけて行つた南カリフォルニアにおける日系人の政治参加に関する実態調査の一部をまとめたものである。

第一章 二つの仮説

〔I〕

日系市民協会の機関紙“The Pacific Citizen”の一九七〇年九月四日号は、日系人の政治意識について次のように論じている。

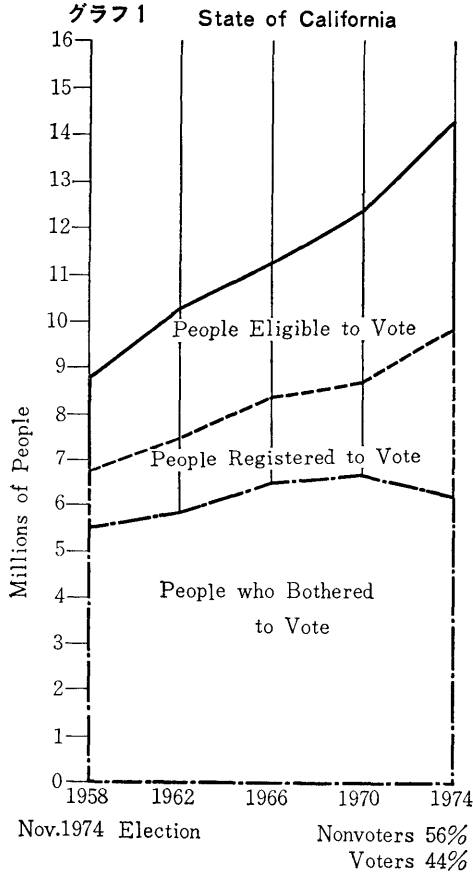
「我々が概算するかぎり——我々は統計学者ではないので、これより方法がないのだが——日系人の登録投票者 (Registered Voter) について次のようにいうことができよう。すなわち、日系人の登録投票者は有権者の約四十パーセントにすぎず、実数としてわずか約二〇、〇〇〇名である。ロスアンゼルス郡内の推定日系人口、一〇〇、〇〇〇名中、一世および日本生れの人口はその約二〇パーセントを占めると思われる。(一九五九年の国勢調査はカリフォルニアにおける日系人の社会的特徴の一つとして、二十才以下の人口が日系人口中の約四十六パーセントを占めることをあげている。) したがつて、残りの八〇、〇〇〇名のうち三分の一強が、二十一才以下とすれば、有権者として推定される人口は約五〇、〇〇〇名になる。

さらに、全米のデータでは、全有権者中の六十パーセントが登録投票者であることと、一九七二年の大統領選挙にむけて九十パーセン

トの参加をめざしたイノウエニールニューダル (Inoue-Utali) 法案の制定を考えあわせると、ロスアンゼルス郡内における日系人の登録投票者が日系人有権者中の四十パーセントにすぎないという事実は、由々しい問題である。この事実は決して公にされてはいないが、日系市民協会はその改善に大きな努力を払ってきた。

フランク・チューマンは、日系市民協会の全国代表として最後の活動の一つに、一九六二年に各支部の登録投票者の数を調べさせたことがある。その結果、半数の支部(四十二)から回答があり、そのうちすくなくとも三十二の支部がそのメンバーの七十五パーセントないしそれ以上が登録投票者であることを報告してきた。この数字は多少おどろくべきものである。しかし我々の推定では、ロスアンゼルス郡内の日系人登録投票者中の四十パーセントが日系市民協会のメンバーシップを持つていると思われる。したがって、日系市民協会のすべての支部の第一の責務は、そのメンバーのすべての有権者が登録投票者となつているかどうかを調べることである。⁽⁶⁾

私は同紙編集長ハリー・ホンダ氏と数回にわたり話し合つたが、彼は今日においてもこの四十パーセント前後という日系人有権者中に占める登録投票者の割合は改善されていないという強い印象を持つている事を語っていた。



Source: Statement of Vote, General Election November 5, 1974, Compiled by Edmund G. Brown Jr., Secretary of State of California.

これにたいし、カリフォルニア州全体の有権者中に占める登録投票者の割合は、グラフIに示したとおりである。この数値と日系人の数値を比較した場合、日系人は投票者としての登録にきわめて関心が薄いという事ができよう。

それでは何故、カリフォルニアの日系人は投票者としての登録に消極的なのであるか。先に引用した“The Pacific Citizen”の記事は、次の様にその原因を指摘している。

「四十パーセントという低い数字を生んだ一つの要因は、登録投票者には陪審員義務を要求されるからである。多くの日系人は自営業にたずさわっており（専門職と非専門職とを問わず）、したがって彼等は陪審員として奉仕するほど時間的余裕を持ち合わせていないのである。日系人は今まで法と秩序を守ることにかけて熱心であった。しかし彼等は一步進んで登録投票者になり、陪審員としての義務を果すまでにはまだなつていないのである（何と日系人はわがままなのだろう）。もし、陪審員義務を果すことがあまりにも生活のさしさわりのなら、法廷は個人的事情にかんがみ、陪審員予定表からその人を外してくれるはずである。カリフォルニア州では陪審員になるためには筆記試験が科せられているが、登録投票者になるためには読み書き能力の試験すら実施されていないのである。」

〔II〕

そこで私は、この理由づけをロスアンゼルス郡陪審員資格審査室長のベン・バーガスに示し、彼の見解をたずねてみた。

私「日系人の登録投票者の割合が平均よりも低く、その理由が陪審員になりたくないためとされているが、これについてどう思うか」

ベン「一体どうやつて、この日系人に関する数値を得たか不明である。しかし私は、もしこの記事の言うとおり日系人の登録投票者のパーセンテージが少ないとすれば、それは陪審員義務を果したがらない理由よりも、日系人はマイノリティのうちでも最も数の少ないマイノリティであり彼等の票自体が政治的効力を持たないためであると考えられる。」

私「陪審員義務を果した者の人種別、職業別、学歴別等のデータを持つているか」

ベン「陪審員の選抜はランダムに行われる。またそのように行わねばならない。従つて、そのようなサブ・カテゴリーゼーションをする事は如何なる意味においても好ましいとは思えない。しかし、かつて陪審員の人種差別について法廷で争われた事件があつたが、その時証拠の一つとして提出された『ブライマン・レポート』が私の知る限りの唯一の社会的調査である。それは私の手元に保管してあるので、あなたに写しをあげよう。そのレポートの結論が、陪審員の人種別構成とロースアンゼルス郡の人種別構成とがプラスの相関を持つてゐることを示している事に、私はたいへん満足している。」

私「現在の陪審員選抜の名簿が登録投票者のそれを使用している事について問題はないのか」

ベン「現在は登録投票者名簿を使つてゐる。しかし陪審員をより広い基盤から選ぶ方法もいろいろ検討している。その際には社会福祉名簿 (Social Security Number List) 等の併用を考えてゐる。もつとも有力な案は、自動車免許の名簿を併用しようとするものである。」

私「陪審員義務を正当な理由なくして、はたさなかつた者にたいする罰則はどういうものか」

ベン「法律上では五十ドルの罰金が課せられる事になつてゐる。しかしそれは事実上課せられた事がない。何故なら、陪審員としてその人に将来再び来てもらうかも知れないので、裁判所へ悪感情を持たれると、正しい法律適用や判断を次の機会にもらえないおそれがあるからである。」

私「選抜方法は具体的にどうするのか」

ベン「ランダム・サンプリングする。そして一年の裕余をもつて陪審員義務履行を要求する通知を出す。通知をうけた者は私の役所に出頭し、係官による資格審査と適性についてのインタビューが行われる。その段階で、法的配慮の上で、陪審義務を実際に果してもらうかどうかを決定する。」

私「一年間には様々な事態の変化が予想され、実際に陪審員として義務を果せない人々も出てくると思われるが」

ベン」そのとおりだ。死亡した者、犯罪をおかした者、妊娠した者、失業した者、長期旅行に出かけた者等様々な個人的理由で義務を果せなくなつた人々もいる。私の役所ではその人たちの個々の事由を調査し、それが正当なものならば陪審員義務を免除している。」

私「結論として、あなたは日系人が登録投票者にならない理由に、陪審義務が付随することをあげるのは不当だと思ふか」

ベン「そのとおりだ。そういう理由づけをされては困る。そうした理由づけを日系人がするとしても、私は本当の理由は矢張り、一番はじめに話した日系人の人口比率が圧倒的に少ないことに帰せられると思う。日系人が登録投票者になる事に関心がきわめてうすい理由は、彼等の票の持つ有効度がきわめて小さいためであると考ええる。」

このインタヴューの結果は、日系市民協会機関紙の見解とは対照的に、日系人の“Ethnic Bloc”としての政治的意味の欠如が、日系人登録投票者の少ない理由として強調された。ブライマン報告は、ロスアンゼルス郡日系総人口中に占める陪審員名簿記載の日系人数の割合が、他の人種集団の数値と比較して異常に少ない事を示している。

「陪審員名簿記載者の特徴と、ロスアンゼルス郡人口の一般的特徴の間の最大の不均衡は、学歴と経済的地位と職業の分野に見られる。これらに関するすべての質問項目の結果は、陪審員名簿記載者が比較的教育程度が高く、高収入であり、程度の高い家に住んでおり、職業的に『ホワイト・カラー』が圧倒的に多いことを示している。第二番目に大きな不均衡は、年令と人種によるかたよりである。年令のより高い人ほど、また白人ほど陪審員名簿に記載されている率が高い。」

この二つの不均衡は統計的意味合いにおいてもきわめて有意なものである。このことは、これらの不均衡が決してサンプリングの際の無作為な誤差に帰せられるものではなく、きわめて高い確率を持つものである。従つて、この二つの不均衡を生じしめた要因に関して、明らかにこの二つの集団（陪審員集団とロスアンゼルス郡一般人口）には差がみうけられる。⁽⁹⁾

同報告書は、人種構成、年令構成の対比に関する次のような表を掲げている。

現在カリフォルニアでは、陪審員選抜の台帳が登録投票者名簿を使用している事実、また日系市民協会機関誌“Pacific Citizen”の引用記事およびブライマン報告書、さらにハリ・ホンダとベン・パーガスとのインタビューから、日系人の

〔Ⅲ〕

表 1

Ethnic Breakdown of Impaneled Jurors and Population of Los Angeles County

| <u>Race</u> | Impaneled Jurors | Los Angeles County |
|-------------|------------------|--------------------|
| White | 89.5% | 87.0% |
| Black | 6.7% | 9.5% |
| Japanese | 0.8% | 1.5% (104,078) |
| Chinese | 0.4% | 0.6% |
| Other | 2.6% | 1.4% |

Having Spanish as a Mother Tongue

| | |
|--------------------|-------|
| Impaneled Jurors | 8.5% |
| Los Angeles County | 11.7% |

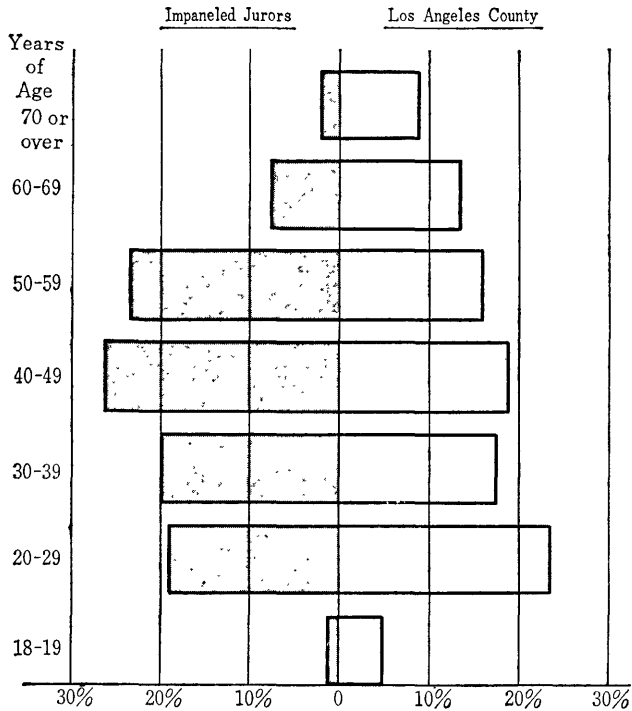
Age (18 to 29 years old)

| | |
|--------------------|--------------|
| Impaneled Jurors | 20.3% (1.6%) |
| Los Angeles County | 28.4% |

Source: Leo Breiman Report, 1973 and Los Angeles County Population by Race: 1970 Census.

南カリフォルニアにおける日系人の政治意識

年齢構成のグラフ



Source: Breiman Report, December 1972

政治参加のパターンについて次の二つの仮説が導き出されよう。

【仮説一】陪審義務を忌避するために、日系人は登録投票者になりたがらない (The Pacific Citizen の意見)。

【仮説二】日系人は政治的に何らかの影響を行使できるような "Ethnic Bloc" を構成できる程の人数がなく、従つて登録投票者になる事に関心がない (バーカスの意見)。

第二章 仮説一の検証

〔I〕

もし仮説一が正しいとすれば、何故日系人は陪審義務を忌避するのであろうか。それには少なくとも二つの異つた理由が指摘できよう。

(i) 日系人の持つ文化的背景の一つとしての日本文化の中に、犯罪や紛争にかかわり合いになることを極力避けようとする傾向がある。これが陪審義務を忌避する主要な理由となつて⁽¹⁰⁾いる。

(ii) ほとんどの日系人は専門職、非専門職を問わず自営業者であり、陪審義務を果す十分な時間的余裕がない。これが陪審義務を忌避する主要な理由となつている。

私が南カリフォルニアで面接調査した日系社会の政治的指導者のほとんどは、これに関し前者(i)の理由づけを認める事を好まなかつた。例えばケン・ナカオカ前ガーデナ市長は、私の質問に次のように答えている。

「有罪判決や死刑判決にかかわりあいになりたくないという事が、あなたの指摘される様に本当の理由かも知れない。しかし、ほとんどの日系人はそれを理由としてみとめたがらないであろう。彼等の答は、いかにあなたがそれを表面的な答えだと追究しようとも、あくまでも日常の仕事に陪審員義務を果すことはさしきわるからと答えるであろう。」⁽¹¹⁾

なぜなら、私が面接したこれらの人々はすべて二世であり、大部分のこれらの人々が内面化しているアメリカ社会の倫理は、現在にいたるも“Melting Pot Ethos”なのである。彼等の生活体験は、彼等にアメリカ社会への「同化」を最優先の価値として常に要求してきた。この様にして形成されてきた彼らの“American Identity”は、前者(i)の理由づけを認める寛容さを喪失させてしまったということも考えられる。しかし、この理由づけは、日本の文化の残濤をより多く持つていると考えられるハワイで、陪審員選抜をカリフォルニアと同様、登録投票者名簿から行っている事実にもかかわらず、日系人が決めて積極的に投票者として登録を行っている事実と直面して、その正当性をきわめて危うくするものである。

したがって、仮説一にたいする前者(i)の理由づけは、今後さらに詳しく論考する必要があるが、当論文では面接の結果と、ハワイの事例からの論証困難さのゆえに、一応拒否することとする。そこで、仮説一の検証を後者(ii)の理由づけに立つて、試みる事とする。しかし、アメリカ統計局が公表したデータからでは、統計的に日系人の自営業者の数や割合を算出する事は不可能である。そこで、仮説一を次のような命題に言い換えて検証をこころみることとしよう。

「日系人が陪審員義務を果たすために、一定期間職場からはなれることを余儀なくされた場合、彼等の経済的立場は無視できない影響をこうむる可能性が強い。」

〔II〕

そこで、まず第一にアメリカ本土における日系人の社会に経済的位置づけを粗描することとしよう。

【個人収入】 日系人男子人口の約三分の一（三十三パーセント）は、十六才以上であり、年収四、〇〇〇ドル以下である。これはほぼ全米平均の三十一パーセントという数値と一致する。他の約三分の一の日系人男子人口（三十三パーセント）は、年収一〇、〇〇〇ドル以上である。したがって日系人社会は同質的でない事を示している。換言すれば、日系人男子人口の三

分の一は、中および上の所得集団に属するが、同時に他の三分の一は低所得の下層集団に属している。(表2参照)

全米人口の実態と比較した場合、日系男子人口は大学卒の学歴を持ったものの割合が多く、就業職種も専門職や管理職の割合が多い。日系人口と全米人口を、収入、学歴、ホワイトカラーとしての社会的地位との関連で比較すると、アメリカの日系人の所得水準には格差が存在することが明らかである。(表3参照)

二十五才から三十四才と、三十五才から四十四才の日系人男子が、全米標準に比して所得格差をつけられている。所得格差のみられない唯一の年令層は四十五才から六十五才の人々である。⁽¹²⁾

【家族収入】 日系人家庭の所得水準が相対的に高い主な原因は、日系人家庭の過半数(六十パーセント)が、一人以上の生計費獲得者がいるためである。全米平均では、こうした家庭は全体の五十一パーセントにとどまっている。夫婦ともに働いている家庭の割合は、全日系人家庭の半数以上にのぼるが、全米平均では三十九パーセントにとどまっている。日系人女性の非常に高い労働力への参加の割合は、彼女等の家庭の所得合計に大きく寄与しているのである。⁽¹³⁾(表4参照)

【社会Ⅱ経済差別】 一九四〇年代半ば以来、今日までの着実な階層上昇にもかかわらず、日系人はアメリカ社会内部で依然として「差別」されている。キタノは、日系人と中国系人の学歴と収入の不均衡について次のように述べている。

「カリフォルニアの中国系と日系の人々は、白人よりもより高い学歴を持っているけれども、その学歴に見合った収入を得ていないのが普通である。即ち、男性人口中、大学卒の学歴を有する者の割合は、日系人は白人より十一パーセント多く、中国系人は白人よりも二十四パーセントも多い。しかるに白人の所得水準は、はるかにこれらの日系人、中国系人よりもよいのである。例えば、白人一人当りの所得五十一ドルに対し、日系人は四十三ドル、中国系人は三十八ドルの所得を得ているにすぎない。もし我々が、富裕な人々にのみ着目すれば、不均衡はさらに大きくなる。年収一〇、〇〇〇ドル以上を得る白人は、中国系人に比して七十八パーセント、日系人に比して五十七パーセント多くなる。」⁽¹⁴⁾

【面接結果】 日系カリフォルニア下院議員ポール・バンナイの有力な支持者の一人であり、日系人共和党倶楽部の世話役

表 2

Income Characteristics of the U.S. Total Population and Japanese American, 1970

南カリフォルニアにおける日系人の政治意識

| | U. S. Total | Japanese | | | |
|---|----------------|----------|--------|--------|--------|
| | | U. S. | Hawaii | Calif. | Other |
| <i>Income of Persons</i> | | | | | |
| <i>16 and Over</i> | | | | | |
| % Under \$4,000 | | | | | |
| Male | 31 | 30 | 26 | 29 | 36 |
| Female | 68 | 58 | 54 | 58 | 65 |
| % \$10,000 & Over | | | | | |
| Male | 25 | 33 | 33 | 32 | 31 |
| Female | 3 | 5 | 5 | 3 | 4 |
| <i>Income of Families</i> | | | | | |
| % Under \$4,000 | | | | | |
| | 15 | 10 | 6 | 9 | 16 |
| % \$10,000 & Over | | | | | |
| | 47 | 65 | 71 | 65 | 54 |
| Median Income (dollars) | | | | | |
| | 9,590 | 12,515 | 13,542 | 12,393 | 11,034 |
| <i>Income of Families with Female Heads</i> | | | | | |
| % Under \$4,000 | | | | | |
| | 41 | 32 | 18 | 31 | 47 |
| % \$10,000 & Over | | | | | |
| | 18 | 29 | 39 | 29 | 19 |
| Median Income (dollars) | | | | | |
| | 4,962 | 6,467 | 8,112 | 6,689 | 4,636 |

でもあるソーイチ・フクイは次の様に述べている。

「日系人の登録投票者が少ない理由は、第一に経済的なものだと考えられる。日系人にとって陪審員の手当が、一日五ドルで駐車代とガソリンは自分もちという現在の制度では、とてもそのために自分の職場を休めない。第二に、市民権を持たなかつた一世の文化からの影響がある⁽¹⁶⁾」。

同様の理由づけは、現在、加州東海銀行の副頭取であり、元ロスアンゼルス市長、サム・ヨーティの任命のもとに東洋系担当、儀典担当の特別顧問として活躍したジョージ・サエキは次のように述べている。

「自分が学校教育を終えた二十年前はひどかつた。第二次大戦後とはいえ、高等教育をうけても日系人はガードナーかフルーツ・スタンドの仕事しかなかつた。こういう毎日勝負の仕事では、登録投票者になることによつて、もし陪審員によばれたら幾日か仕事ができなくなり、それは生活にとつて致命的なことであつた。今日は、そうした事態は、みちがえるほど改善されている。しかし⁽¹⁶⁾その時の記憶は人々の頭にいまでもやきついてい

かくて、日系アメリカ人の社会に経済的特徴として、(一)全米平均に比して所得水準に格差の存在する事実、(二)日系人の全家庭の半数以上が、「ともかせぎ」である事実、(三)アメリカ社会内に依然として日系人にたいする社会に経済的差別が存在す

〔Ⅲ〕

表 3

Ratios of Income to Education and Occupation for Japanese
 Ratios of Persons Earning \$10,000 or More to Persons
 With 4 Years College or More: 1970

| | Males | | | Females | | |
|-----------------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 25-34 | 35-44 | 45-64 | 25-34 | 35-44 | 45-64 |
| U.S. Total | 1.5 | 2.4 | 3.1 | 0.1 | 0.3 | 0.5 |
| <i>Japanese</i> | | | | | | |
| U.S. | 0.9 | 1.8 | 3.4 | 0.1 | 0.4 | 0.8 |
| Calif. | 0.9 | 1.8 | 3.1 | 0.2 | 0.4 | 0.9 |
| Hawaii* | 1.6 | 2.7 | 6.0 | 0.1 | 0.6 | 1.1 |
| Other | 0.5 | 1.1 | 2.0 | 0.1 | 0.2 | 0.6 |

Ratios of Persons Earning \$10,000 or More to Persons
 in Professional, Technical and Managerial Occupations:
 1970

| | Males | | | Females | | |
|-----------------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 25-34 | 35-44 | 45-64 | 25-34 | 35-44 | 45-64 |
| U.S. Total | 1.1 | 1.5 | 1.6 | 0.2 | 0.3 | 0.4 |
| <i>Japanese</i> | | | | | | |
| U.S. | 0.8 | 1.3 | 1.7 | 0.2 | 0.4 | 0.5 |
| Calif. | 0.8 | 1.3 | 1.8 | 0.3 | 0.5 | 0.6 |
| Hawaii* | 1.2 | 1.6 | 1.9 | 0.2 | 0.5 | 0.5 |
| Other | 0.5 | 1.1 | 1.4 | 0.2 | 0.3 | 0.5 |

* Because of Cost of Living Differences, income in Hawaii are higher

表 4

Annual Family Income

| | Impaneled Juror Families | Los Angeles County Families |
|---------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| Less than \$ 4,000 | 3.8% | 11.7% |
| Less than \$ 5,000 | 5.4% | 15.9% |
| \$ 5,000-\$ 9,999 | 21.0% | 28.0% |
| \$ 10,000-\$ 14,999 | 32.5% | 27.7% |
| \$ 15,000-\$ 24,999 | 32.0% | 21.3% |
| Over \$ 25,000 | 9.1% | 7.1% |

Source: Breiman Report, 1973

る事実、(四)面接調査の結果から、カリフォルニアにおける日系人が陪審員義務を果すために、一定期間職場からはなれることを余儀なくさせられることは、彼等の経済的立場に無視できない影響を持つと結論しえよう。

【結論】陪審員義務を忌避するために登録投票者になりたがらないとする、日系人の政治参加の態度についての仮説一は、経済的位置づけにおいて証明され得る十分な根拠を持つといえる。

第三章 仮説二の検証

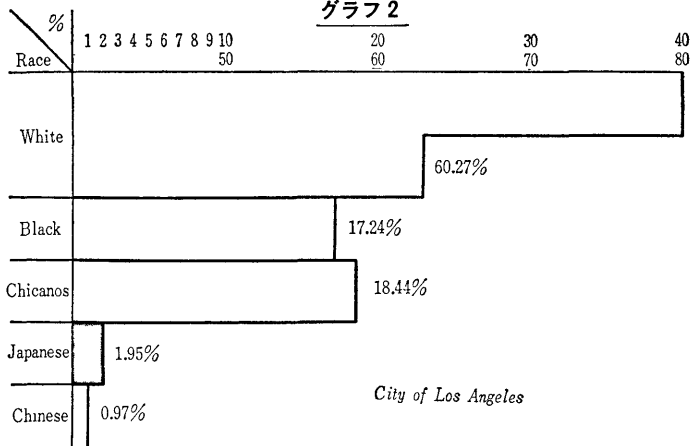
〔I〕

仮説二の検証のために、まず南カリフォルニアのロスアンゼルス市とガーデン市における日系人の人種集団としての統計的事実の把握から始めよう。

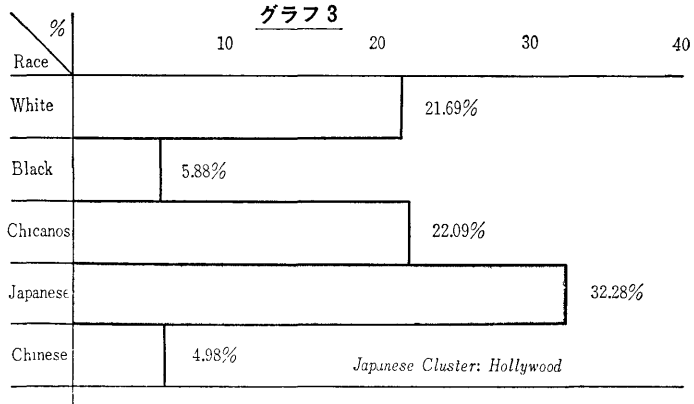
【ロスアンゼルス市】ロスアンゼルス市の人種別人口構成は次のとおりである。ロスアンゼルス総人口、二、八一五、七一三名中、白人一、六九六、九五七名(六〇・二七パーセント)、黒人四八五、四四四名(一七・二四パーセント)、スペイン系五一九、一〇六名(一八・四四パーセント)、日系五四、八一七(一・九五パーセント)、中国系二七、二八九(〇・九七パーセント)。⁽¹⁷⁾

ロスアンゼルス市 Community Analysis Bureau によるクラスター分析の結果、日系人口の集中度が高いセンサス・トラクトとして次の十三の地区があげられている(表5参照)。⁽¹⁸⁾ロスアンゼルス市全体、および各集計区の人種別構成はグラフ2から7に示されている。ロスアンゼルス市 Community Analysis Bureau によるクラスター分析には、合計三十のクラスターが示されている。そのうちの二つ日系人クラスターの持つ諸特徴は表6に示したとおりである。ロスアンゼルス市においては一九七〇年のセンサス・データから、同市に在住する日系人口の二〇パーセント(一一、五二二名)が同市総面積の一・三パーセントに相当する十三のセンサス・トラクト(三、七七〇エーカー)に集中しており、これが同市で人口集団として最

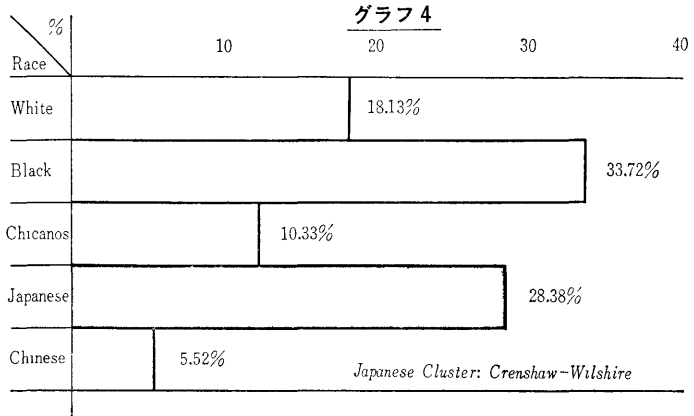
グラフ 2

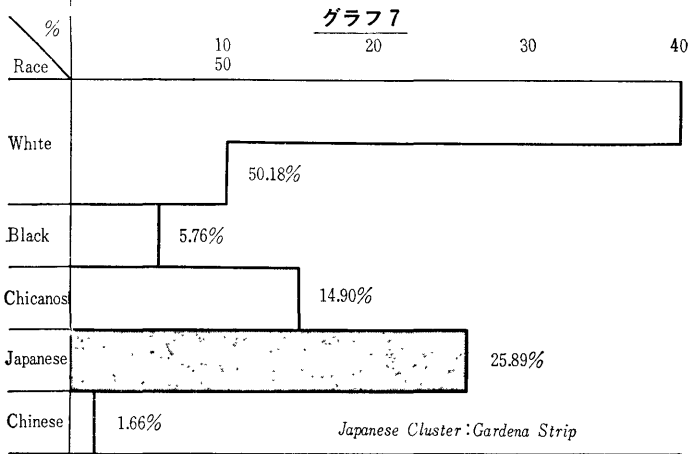
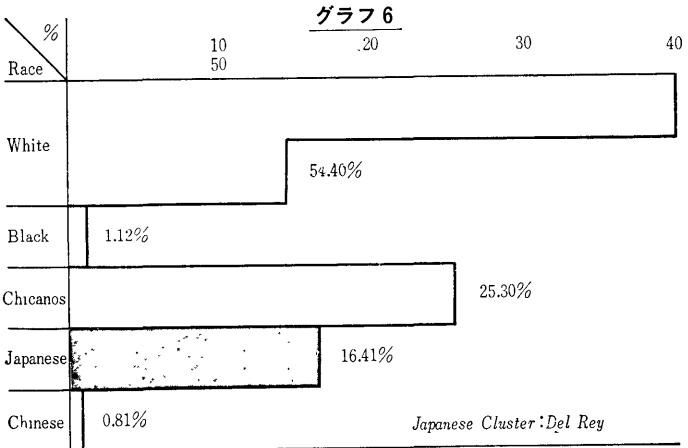
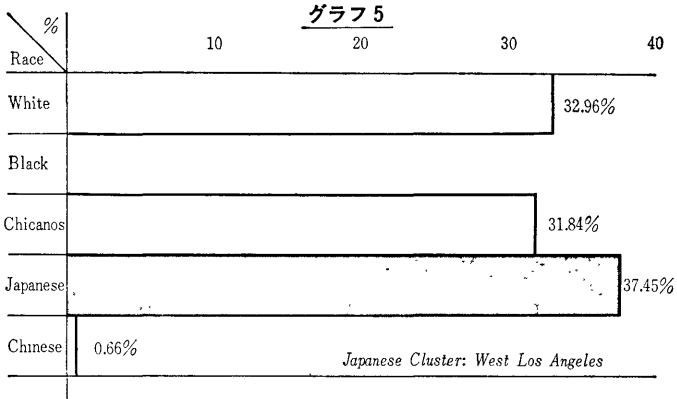


グラフ 3



グラフ 4





も明瞭にあらわれる日系人の居住区域である。

日系人の Ethnic Bloc としての政治的影響力を調べるために、これらのセンサス・トラクトと、二つの異なるレベルの選挙区を組み合わせ日系現職議員の存否を調べてみよう(表7参照)。その結果、ロスアンゼルス市議会には日系議員は一人も選出されていないが、集計区ガーデナ・ストリップからは、州下院議員ポール・バンナイが出ている(ガーデナ・ストリップは第五十三区下院議員選挙区の一部)。

表 5

| Census Tract Number | Statistical Area |
|---------------------|------------------|
| 192700 | Hollywood |
| 212800 | Wilshire |
| 219300 | West Adams |
| 219500 | West Adams |
| 220100 | West Adams |
| 234200 | Leimert |
| 267600 | West Los Angeles |
| 267700 | West Los Angeles |
| 275301 | Del Rey |
| 275302 | Del Rey |
| 275600 | Del Rey |
| 291200 | Gardena |
| 291300 | Gardena |

南カリフォルニアにおける日系人の政治意識

表 6

Characteristics of Japanese Cluster

| | Mean | Rank |
|--|----------|--------------|
| % of Japanese Population | 27.51 | Highest |
| Labor Force Participation Rate | 66.40 | 2nd Highest |
| Median Sixth Grade Reading Score | 47.15 | 11th Highest |
| % of Units with no Autos | 13.06 | 9th Lowest |
| Median Family Income | \$11,367 | 10th Highest |
| Median Value of Owner Occupied Housing | \$25,150 | 11th Highest |
| % of 25+ Who have completed 4 or more Years of College | 12.38 | 12th Highest |

三五

(三九九)

ロスアンゼルス市ガーデナ・ストリップ地区は、日系人社会の視点よりすれば、隣接するガーデナ市の北部および西部に位置するより大きな日系人コミュニティの一部である(次頁地図参照)。しかも、ガーデナ市全体は、バンナイ議員の選挙区に含まれることを考えると、ロスアンゼルス市ガーデナ・ストリップ地区の日系人は、その Ethnic Block 政治的意味を付与しようとする際には、ガーデナ市の日系人コミュニティとの連繋に優先順位をおくことが予想される。

【ガーデナ市】 ガーデナ市の人種別人口構成は、一九七〇年の国勢調査の公表データからでは必ずしも明らかにならない。

それは白人、黒人、インディアン、日系、中国系、フィリピン系、その他となっており、メキシコ系の項がふくまれていないからである。しかし同年度の国勢調査報告書、スペイン系分類には、ガーデナ市のスペイン系苗字所持者として五、八〇四名の数値を上げている。そこで、これからフィリピン系(三八七名)を引いた残り五、四一七名をメキシコ系とみなし、白人人口から差し引くと、各人種集団の成員数は各々、次のようになる。白人二三、七六一(五七・九パーセント)、黒人一、四七五(三・六パーセント)、メキシコ系五、八〇四(一四・一パーセント)、日系八、四一二(二〇・五パーセント)、中国系四九九(一・二パーセント)、ガーデナ市総人口四一、〇二一名である(グラフ8参照)。

表 7

| Census Tract Number | City Council District | State Assembly* | Cluster Name |
|--|---------------------------|-----------------|-----------------------|
| 192700 | Part of No. 4 | | Hollywood |
| 212800 219300 219500 220100 234200 | Part of No. 10 | | Crenshaw -Wilshire |
| 267600 267700 | Part of No. 11 & No. 5 | | West Los Angeles |
| 275301 275302 275600 | Part of No. 6 | | Del Rey |
| 291200 291300 | Part of No. 15 | | Gardena-Strip |

* Incumbent of office-holder is Japanese American, Paul Bannai. 53rd Assembly District.

つの異なるレベルの選挙区をロスアンゼルス市の場合と同様くみ合わせて、日系人政治家の存否を調べたのが表8である。

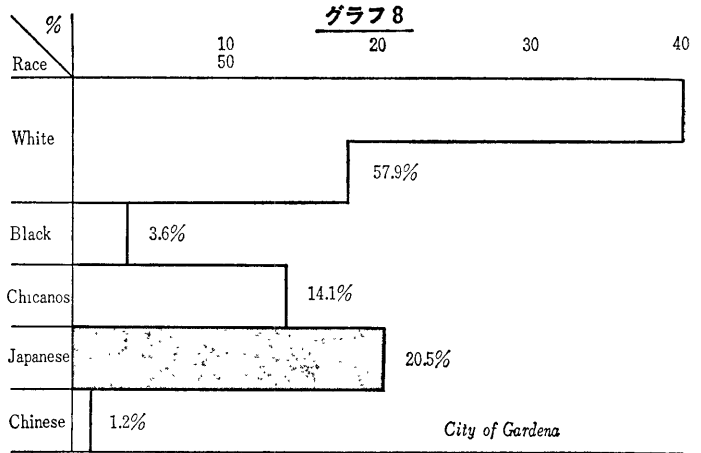


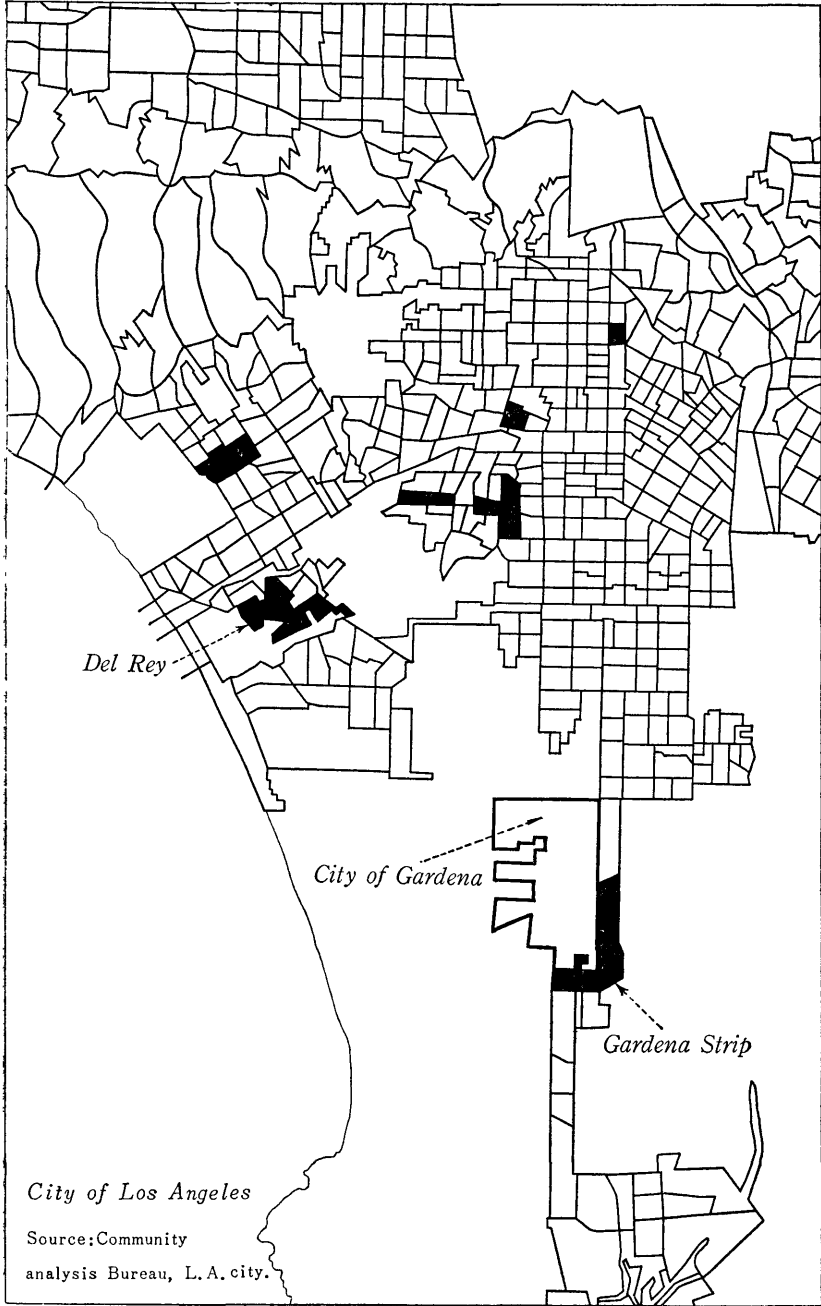
表 8

| Census Tract Number | City Council | State Assembly | Area Name |
|---------------------|--------------|----------------|-----------------|
| 602600 | Mas Fukai | Paul Bannai | City of Gardena |
| 602900 | | | |
| 603001 | Donald Hata | Paul Bannai | |
| 603002 | | | |
| 603100 | | Paul Bannai | |
| 603200 | | | |
| 603300 | | | |
| 603400 | | | |
| 603500 | | | |
| 603600 | | | |

ガーデナ市を構成するセンサス・トラクトの数は一〇である。⁽¹⁹⁾ 同市は、全市一区制の市会議員選挙区をもち、現在四人の市会議員と一人の市長を公選職としてもつている。現在(一九七五年十一月)二人の市会議員が日系人である(マス・フカイ、ドナルド・ハタ)。またガーデナ市全体は前述したとおり現職州下院議員ポール・バンナイの選挙区の一部である。さらに一九七四年十一月までガーデナ市長(一九七二年から公選職それ以前は五人の市会議員間の互選。任期二年)は、日系人ケン・ナカオカが六年間連続でつとめていた。

これらのセンサス・トラクトと、二

Census Tracts and Japanese Cluster



南カリフォルニアにおける日系人の政治意識

このような南カリフォルニアにおける人種集団としての日系人の持つ統計的特徴は、彼等の集団としての日系人の持つ特徴は、彼等の政治的影響力にどのように作用しているのであろうか。私が面接した五人の日系政治家たちは異口同音に、彼等が日系人の “Ethnic Bloc Vote” に依拠して或いはそれを得票の核として当選する事は全く不可能であることを述べている。ここでは三人の面接結果を紹介することにしよう。

フロイト・モリ（州下院議員）「私の選挙区の日系人は一パーセント以下である。他の人種集団としては、黒人が五パーセント、メキシコ系が僅か居り、ほとんどが白人である。日系人の Ethnic Bloc が存在したとしても、ごくわずかの数だから全く意味を持たない。しかし私のために献身的に選挙事務所働いてくれる日系人も多い。日系人社会からうける金銭援助が票数以上の意味を持つ。⁽²⁰⁾」

ポール・バンナイ（州下院議員・元ガーデナ市会議員）「私の選挙区では日系人の登録投票者は全体の五パーセント程度である。日系人は、昔からのマイノリティ意識が強く、政治への興味・関心が薄い。つまり要求という事をあまりしない。政府や役所へ要求を出すという点においては、黒人やメキシコ系の方がよほど強い。日系人は、したがって、組織票としては機能しない。⁽²¹⁾」

ケン・ナカオカ（前ガーデナ市長）「日系人はガーデナ市の場合、全人口の四分の一を占める。しかし日系人の票だけで選挙には勝てないし、また日系票を中核として不足分をどこからか集めてくるという形でも選挙に勝てない。日系人にたいしては、選挙の際しばしば分断工作が行われる。⁽²²⁾」

日系候補者が日系人社会を「票田」として重要視していないとしても、逆に日系人には日系候補者を “Ethnic Bloc” とし

て支持する傾向がみられるであろうか。

南カリフォルニアにおける最近の Ethnic Bloc Vote の典型的事例の一つに、一九七五年七月のカリフォルニア州下院議員補欠選挙（四十七区）の結果があげられよう。この選挙区は黒人が過半数を占めており、黒人と非黒人の比率は六対四の割合である。補欠選挙の結果を各プレシント別に集計すれば、投票が人種の違いに沿って行われたことは明らかである。例えば、黒人投票者の圧倒的に多い南ロスアンゼルス市の三つのプレシントの選挙結果は、各々、八九対四、九三対七、六三対三で、黒人候補者が白人候補者をひきはなしている。一方、白人候補者は白人投票者の多い、たとえばハンチントン・パークの二つのプレシントで、四〇対三〇、七六対二七で、黒人候補者をおさえている。⁽²³⁾

従つて、前提として日系人が、このように、日系候補者への支持を Ethnic Bloc Vote という形で表すことに強い関心があるとすれば、仮説二は次のかたちでいいかえることができよう。

【仮説二一A】 日系人中に占める登録投票者の割合は、日系人口の多い地区ほど高くなるはずである。すなわち、ガーデナ市が最も高く、ロスアンゼルス市ガーデナ・ストリップ地区、ロスアンゼルス市前記以外の日系人クラスター集計区の順に、日系人登録投票者の各地区日系人口中に占める割合は「高↓低」になるはずである。

【仮説二一B】 ガーデナ市のように、日系人口の集中度も高く、全市一区制の市會議員選挙区を持ち、同数の日系議員と白人議員が選出されているところでは、日系候補者のプレシント別得票率の順位は、⁽²³⁾ 日系登録投票者の占めるプレシント別の割合の順位と高い正の順位相関を示すはずである。

〔Ⅲ〕

人種別登録投票者の統計は存在しない。そこでロスアンゼルス市にあるロスアンゼルス郡登録投票者局の管理する宣誓書

(Affidavit of Registration) を用い、姓名より日系人の数を推計する方法を用いた。この判定方法について以下の三つの問題点が指摘されよう。

(i) 名前をアメリカナイズしている場合

例 Frank Chuman → 中調フランク

(ii) 日系人以外の結婚による姓名上の同化

(i) 日系女性が他の人種の男性と結婚している場合で、日本名を First Name ないし Middle Name に明示していない場合日系人としての判定はできない。

(ii) 前記同様の場合で、日系女性が日本名をもともと持っていない場合、日系人としての判定はできない。

(iii) 他の人種集団に属する女性が、日系の男性と結婚している場合、First Name ないし Middle Name で特定の人種集団に属することが明示されていない場合、日系人として判定してしまう。

例 Helen Chen Hirata → 中国系女性

Helen Hirata → 日系女性

(iv) 他の人種集団の名前と日系の名前が判別しにくい場合。

例 Nancy Akiba, Naomi, Aya, Hanna → 日系, ユダヤ系, ……

Bill Kiyam → 喜屋武ビル? (沖縄県系)

これらの判定しにくい場合は、宣誓書記載の他の項目および前後関係 (例えば明らかに家族の一員とみられる他の人の宣誓書等) から判定した。とはいえ判定困難の最大要因は(ii)の通婚による場合である。しかし、カリフォルニアの既婚日系男性の九〇パーセント、既婚日系女性の七一パーセントが同じ日系人と結婚している事実、さらに年令が高くなるとそのパーセン

テージが大きくなる事實は、私の判定方法に信頼性を与えるものと考える。

日系人の結婚の形態をより詳しくみてみよう。⁽²⁵⁾ 平均して既婚日系女性の三分の一は、他の人種集団の男性を夫としている。年令別にみると、二十五才から四十四才迄の年令層では四三パーセント、十六才から二十四才迄の年令層では四六パーセントが日系人以外の男性と結婚している(表9参照)。四十五才以上の年令層ではこの数値は一六パーセントにまで下がる。十六才から四十四才の年令層の異人種間結婚をしている日系女性のほとんどは、第二次大戦後顕著になった米軍人、軍属の妻として一九五〇年代にアメリカに入国した人たちである。

表 9

| <i>Percent of All Married Persons with Spouse of Same Ethnic/Racial Group</i> | | | |
|---|--------|-----------------|-------------------|
| | | <i>Japanese</i> | <i>U.S. Total</i> |
| Total 16 & Over | Male | 88% | 99% |
| | Female | 67 | 99 |
| 16-24 years | Male | 62 | NA |
| | Female | 54 | NA |
| 25-44 years | Male | 84 | NA |
| | Female | 57 | NA |
| 45years & Over | Male | 93 | NA |
| | Female | 84 | NA |

Source: 1970 Census

地域的なデータをみると、日系人という同一人種集団内で結婚している割合は、男性、女性ともアメリカのいずれの地域よりもハワイが大きい。マジョリティ集団のないハワイで、日系人はもつとも大きなマイノリティ集団であり、全人口の三六パーセントを占めている。ハワイとカリフォルニア以外では、既婚日系女性の四二パーセントが日系男性を夫としているにすぎない。年令層別にみると、二十五才から四十四才迄の層の三分の一が、日系人男性と結婚しているにすぎない。これらの女性の多くは戦争花嫁である。ハワイとカリフォルニア以外のこれらの地域では、この年令層の日系女性の約七二パーセントが日本生れである(表10参照)。

カリフォルニア州における投票資格は、次に予定されている選挙までに、十八才に達していること、アメリカ市民になつて九十日間経過していること、同一州内に居住して一年、同一郡内に居住して九十日、同一プレシクトに居住

表 10

Japanese Marriage within Subgroup, by selected areas

| | Hawaii | Calif. | U.S. except Hawaii and Calif. |
|---|--------|--------|-------------------------------|
| Percent of married to Japanese Spouse (16 years and over) | 92% | 90% | 77% |
| Male | 85% | 71% | 42% |
| Female | | | |

Source: 1970 Census

して五十四日をそれぞれ経過していること、そして郡の定めたその他の有権者資格を満している者に与えられる。カリフォルニア州で投票するには資格を登録しなければならない。一度登録すれば、それは同一年内に州で行われたプライマリーにも、それにつづく総選挙にも投票しなかつた場合以外、とり消される事はない。登録は政党帰属の基盤に立たなければならぬが、現実にはきわめて多くの人が「言明を回避」(Decline to State)として登録している。また法律により承認された政党以外のいかなる政党の支持者として登録することも妨げられない。登録者は、自分の名前を他人が判読できるようにサインすることができなくてはならない。また重罪(Felony)⁽²⁹⁾を犯した理由によつて投票権をとりあげられることはない。また住所、姓名、政党帰属の変更の後には、必ず届け出なければならない。さらにもし、偶数年の十一月の総選挙に投票しなかつた場合も、届出ることが要求される。

したがつて、登録投票者数は常に流動的であり、例えば一九七四年十一月の総選挙直後の一九七五年一月の数と、それから三ヶ月後の同年四月の数とは表IIに示した様な変動がある。

〔IV〕

仮説二—A 検証のためのもう一つの手つづきとして、ガーデン市、ロスアンゼルス市ガーデン・ストリップ地区と、社会経済的に比較可能なもう一つの日系人クラスター集計区を選定する。この選定の手がかりとして、ロスアンゼルス市の Community Analysis Bureau による以下の指

摘は大きな助けとなる。

表 11-A
Registered Voters as of April 29, 1975

| | | | |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|------------------|
| <i>Los Angeles County</i> | | | |
| D: 1,424,687 (59.00%) | R: 856,199 (35.46%) | DS: 113,137 (4.69%) | Total: 2,414,659 |
| <i>City of Los Angeles</i> | | | |
| D: 617,138 (64.64%) | R: 284,339 (29.78%) | DS: 45,344 (4.75%) | Total: 954,751 |
| <i>City of Gardena</i> | | | |
| D: 8,894 (67.53%) | R: 3,429 (26.03%) | DS: 756 (5.74%) | Total: 13,170 |
| <i>Assembly 53rd District</i> | | | |
| D: 46,442 (69.18%) | R: 16,468 (24.53%) | DS: 3,542 (5.28%) | Total: 67,135 |

D: Democrat R: Republican DS: Decline to State.

表 11-B
Registered Voters as of January 1, 1975

| | | | |
|-------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------|
| <i>Los Angeles County</i> | | | |
| D: 1,211,526 (58.85%) | R: 746,819 (36.28%) | DS: 84,076 (4.08%) | Total: 2,058,609 |
| <i>City of Los Angeles</i> | | | |
| D: 525,707 (64.79%) | R: 264,135 (30.33%) | DS: 33,534 (4.13%) | Total: 811,460 |
| <i>City of Gardena</i> | | | |
| D: 7,485 (67.57%) | R: 2,967 (26.79%) | DS: 549 (4.96%) | Total: 11,077 |
| <i>Assembly 53rd District</i> | | | |
| D: 39,377 (69.38%) | R: 14,196 (25.01%) | DS: 2,622 (4.62%) | Total: 56,752 |

D: Democrat R: Republican DS: Decline to State

「ガーデナとデルレイの両地区は、複数の子供をもつ郊外家族が多い。他方、他の日系人クラスター地区は都市内の生活の特徴をより強くそなえている。ガーデナ地区の標準収入は約一二、〇〇〇ドルであり、家屋価値の平均は二五、〇〇〇ドルをわずかに上廻る。人口の半数は白人であり、約二五パーセントが日系人、そしてスペイン系の人々が残りの大部分を占めている。家屋は大部分家族用の一戸建てあり、一九四〇年代と五〇年代に建てられている。」

日系人クラスター中のデルレイ地区は、広範囲にこのあたりにちらばつた日系人社会の一部である。ここでいうデルレイ地区とは、リンカーン通りとセンテナ通りに区切られたジェファソン通りから北側、約一マイルの範囲をさす。この人口は、白人、日系人、スペイン系人が各々、五五パーセント、一七パーセント、二六パーセントである。この地域中、リンカーン通りに密着したセンサス・トラクトは現在建築ブームであり、特にコンドミニマムの建築が盛んである。このセンサス・トラクトの標準収入は一六、〇〇〇ドルであり、白人ホワイト・カラー層が多く、子供がほとんどいない。デルレイ地区の残りの部分は、収入から見た場合、中流家庭（二一、〇〇〇ドル）が多く、ガーデナにみられるのとはほぼ同じ社会経済的特徴を備えている。家屋価格や家賃は、ガーデナ地区よりわずかに高いが、しかし教育、職業、家屋の建築年数、家屋所有率は同等である。」（鶴木注⁽²⁸⁾ここでいうガーデナとはガーデナ・ストリップをさす）

ロスアンゼルス市 Community Analysis Bureau の報告書は、それぞれの具体的数値をあげていないので、一九七〇年のセンサス・データ⁽²⁹⁾から、以下の七項目について、各日系人クラスター地区の諸特徴を比較してみよう。(i)人口構成（人種別および年令別）、(ii)家屋価格、(iii)家屋の建築年数、(iv)家屋所有率、(v)教育、(vi)職業構成、(vii)収入、の七項目である。それらの結果は表12から表16に示した。

以上のデータより、日系人クラスター集計地区中、デルレイ地区を、(i)人種構成、(ii)家屋価格、(iii)家屋建築年数、(iv)家屋所有率、(v)収入の諸点で、ガーデナ市、ロスアンゼルス市ガーデナ・ストリップ地区と比較可能な、社会経済的特徴を備えた地区として選定することができよう。さらに、デルレイ地区の選定により得られる調査実施上の利点がある。それは、同地区のセンサス・トラクトの境界と、プレシントの境界との一致度が、他の日系人クラスター地区（ガーデナ・ストリップをのぞいて）よりも高いからである。（表17参照）

表 12

(i) *Ethnic Breakdown of Population*

| | Total | Black | Spanish | Japanese | Chinese | White | Number Tracts |
|---------------------|-----------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|---------------------|---------------|
| Hollywood | 2,227 | 131 (5.9) | 492 (22.1) | 721 (32.4) | 111 (5.0) | 483 (21.7) | 1 |
| Crenshaw-Wilshire | 15,047 | 5,074 (33.7) | 1,555 (10.3) | 4,270 (28.4) | 831 (5.5) | 2,728 (18.1) | 5 |
| West Los Angeles | 4,705 | — | 1,498 (31.8) | 1,762 (37.5) | 31 (0.7) | 1,551 (33.0) | 2 |
| Del Rey | 12,581 | 142 (1.1) | 3,183 (25.3) | 2,064 (16.4) | 102 (0.8) | 6,844 (54.4) | 3 |
| Gardena-strip | 10,408 | 600 (5.8) | 1,551 (14.9) | 2,695 (25.9) | 173 (1.7) | 5,223 (50.2) | 2 |
| City of Gardena | 41,021 | 1,475 (3.6) | 5,804 (14.1) | 8,412 (20.5) | 499 (1.2) | 23,761 (57.9) | 10 |
| City of Los Angeles | 2,815,713 | 485,444 (17.2) | 519,106 (18.4) | 584,817 (1.9) | 27,289 (1.0) | 1,696,957 (60.3) | 750 |

() 内% Source: 1970 Census and Community Analysis Bureau of City of Los Angeles

南カリフォルニアにおける日系人の政治意識

表 13

(i-B) *Age Breakdown of Population*

| | Count of Population | Aged 0-17 | Aged 18-64 | Aged 65+ | Aged 16+ |
|---------------------|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| Hollywood | 2,235 | 595 (26.6) | 1,405 (62.9) | 235 (10.5) | 1,687 (75.4) |
| Crenshaw-Wilshire | 14,934 | 4,229 (28.3) | 8,923 (59.7) | 1,782 (11.9) | 11,178 (74.8) |
| West Los Angeles | 4,821 | 1,169 (24.2) | 3,146 (65.3) | 524 (10.9) | 3,731 (77.4) |
| Del Rey | 12,534 | 4,075 (32.5) | 7,863 (62.7) | 596 (4.8) | 8,863 (70.7) |
| Gardena-strip | 10,408 | 3,879 (37.3) | 6,021 (57.8) | 508 (4.9) | 6,929 (66.6) |
| City of Gardena | 41,021 | 12,403 (30.2) | 25,216 (61.5) | 3,402 (8.3) | 29,979 (73.1) |
| City of Los Angeles | 2,815,235 | 849,242 (30.2) | 1,682,888 (59.8) | 283,095 (10.1) | 2,055,570 (73.0) |

() 内% Source: 1970 Census and Community Analysis Bureau of City of Los Angeles

四六 (四一〇)

表 14

(ii) *Housing Value* (iii) *House Age* (iv) *Ownership Index*

| | Median Value Owner Occp. Unit | Median Rent Renter Occp. Unit | House Age Index* | Owner Index** |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------|------------------|
| Hollywood | \$ 16,190 | \$ 84 | 0.3 | 21.1 |
| Crenshaw-Wilshire | \$ 25,559 | \$ 98 | 0.1 | 40.9 |
| West Los Angeles | \$ 28,447 | \$ 101 | 0.5 | 24.2 |
| Del Rey | \$ 25,196 | \$ 143 | 4.9 | 52.4 |
| Gardena-strip | \$ 25,245 | \$ 113 | 2.5 | 53.2 |
| City of Gardena | \$ 25,300 | \$ 123 | 3.3 | 25.4 |
| City of Los Angeles | \$ 25,056 | \$ 120 | 1.1 | 45.8 |

* House Age Index = $\frac{1960-1970 \text{ Built}}{1939+\text{Earlier Built}}$

** Ownership Index = $\frac{\text{Owning Units}}{\text{Renting Units}+\text{Owning Units}}$

Source: 1970 Census and Community Analysis Bureau of City of Los Angeles

表 15

(v) *Education*

| | % of High School Graduate | Median School Years Completed |
|-------------------|------------------------------|----------------------------------|
| Hollywood | 67.7 | 12.4 |
| Crenshaw-Wilshire | 68.4 | 12.5 |
| West Los Angeles | 54.8 | 12.2 |
| Del Rey | 70.3 | 12.7 |
| Gardena-strip | 62.3 | 12.3 |
| City of Gardena | 60.9 | 12.1 |

Source: 1970 Census and Community Analysis Bureau of City of Los Angeles.

表 16
(vi) *Occupation* (vii) *Income*

| | White Collar | Blue Collar | Families in Poverty | Median Income Family | Median Income Unrelated Individual |
|---------------------|--------------|-------------|---------------------|----------------------|------------------------------------|
| Hollywood | 50.51% | 49.49% | 7.00% | \$ 9,373 | \$ 4,173 |
| Crenshaw-Wilshire | 54.96 | 45.04 | 5.54 | \$11,034 | \$ 4,295 |
| West Los Angeles | 45.88 | 54.12 | 6.85 | \$ 9,502 | \$ 4,392 |
| Del Rey | 52.92 | 47.08 | 5.90 | \$13,238 | \$ 7,929 |
| Gardena-strip | 46.33 | 53.67 | 5.97 | \$12,259 | \$ 4,782 |
| City of Gardena | 50.39 | 49.61 | 5.17 | \$11,713 | \$ 4,919 |
| City of Los Angeles | 57.41 | 42.59 | 9.84 | \$11,042 | \$ 4,144 |

Source: 1970 Census and Community Analysis Bureau of City of Los Angeles

表 17
Census Tracts and Precincts

| |
|---|
| 192700 (Hollywood): 960(A), 962, 1805(A) |
| 212800 (Wilshire): 1699, 1700, 1701, 1702(A), 1703(C) |
| 219300 (West Adams): 1733, 1774, 1775 |
| 219500 (West Adams): 2066, 2067, 3229(A) |
| 220100 (West Adams): 2350, 2351, 2352(A) |
| 234200 (Leimert): 2070(A), 2080, 2081, 2082(A), 2092(A) |
| 267600 (West Los Angeles): 1300(B), 1301(A), 1304(B), 1538, 1539(A), 2964 |
| 267700 (West Los Angeles): 1294(C), 1304(A), 1305(A), 1539(B), 1540(B) |
| 275301 (Del Rey): 2397, 2398, 2399, 2865, 3203, 3280, 3281(A), 3282(A), 3283(A) |
| 275302 (Del Rey): 1911, 2396, 2400, 3005, 3204, 3278, 3283(B) |
| 275600 (Del Rey): 2409, 2410, 2580, 2772 |
| 291200 (Gardena): 2594, 2595, 2596, 2597, 3269 |
| 291300 (Gardena): 2598, 2599, 2600, 2601 |

表 18

| | | |
|---|----------------------------|---|
| <i>Japanese Cluster and City of Los Angeles</i> | | |
| <i>Del Rey</i> | | |
| D: 2,501 (56.69) | R: 1,668 (37.81) | Total: 4,412 |
| JD: 319 (58.96) | JR: 164 (30.31) | Total: 541(12.26%) |
| <i>Gardena-strip</i> | | |
| D: 1,597 (63.68) | R: 749 (29.86) | Total: 2,508 |
| JD: 400 (62.50) | JR: 168 (26.25) | Total: 640(25.52) |
| <i>City of Gardena</i> | | |
| D: 8,531 (66.88) | R: 3,335 (26.14) | Total: 12,756 |
| JD: 1,329 (58.68) | JR: 680 (30.02) | Total: 2,265(17.76) |
| ()内% | D:Democrat R:Republican | JD:Japanese Democrat JR: Japanese Republican |

表 19

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| | (1) | (2) |
| Del Rey | 12.3% | 16.4% |
| Gardena-strip | 25.2 | 25.9 |
| City of Gardena | 17.8 | 20.5 |

(1): $\frac{\text{Japanese Registered Voters}}{\text{Total Registered Voters}} \times 100$

(2): $\frac{\text{Japanese Population}}{\text{Total Population}} \times 100$

ガーデナ・ストリップを除いた二地区とも、日系登録投票者のパーセンテージは、日系人口の占めるパーセンテージよりも小さい。

したがって、検証を試みる仮説二—Aは、次の様に特定化しえよう。
 [V] **【仮説二—A】** ガーデナ市、ロスアンゼルス市ガーデナ・ストリップ地区、ロスアンゼルス市デルレイ地区において、日系人口中に占める日系人登録投票者の割合は、ガーデナ市が最大で、ロスアンゼルス市ガーデナ・ストリップ地区がこれに続き、ロスアンゼルス市デルレイ地区は最も小さい。
 これら三地区の登録投票者に関する統計的データは表18および表19のとおりである。

従つて、日系人口中に占める日系人登録投票者のパーセンテージは、ガーデナ・ストリップ地区(二三・七パーセント)、デレイ地区(二六・ニパーセント)、ガーデナ市(二六・九パーセント)の順となり、仮説二一Aは検証することができない。

〔Ⅴ〕

仮説二一Bを検証するために、日系人候補と白人候補の争いとなつてきた、ガーデナ市長選挙の結果を分析することが、同市における日系人の日系候補にたいする Ethnic Bloc Vote の存否を証明する上で、最も適した事例と考えられる。そこで仮説二一Bは次のように特定化しえよう。

【仮説二一B'】 ガーデナ市長選挙におけるケン・ナカオカのプレシント別得票率の順位は、日系人の登録投票者の割合のプレシント別順位と高い正の相関を示すはずである。

ガーデナ市長選挙は、市長が任期二年の公選職として一般投票で決定されて以来、一九七二年四月と、一九七四年三月の過去二回にわたり行われた⁽³⁰⁾。両選挙とも、実質的にはケン・ナカオカと白人候補エドモンド・ラスの争いであつた。これら二回の選挙結果は、表20に示したとおりである。

各候補の一九七二年と一九七四年のプレシント別得票率順位のスピアマンの順位相関 $(r_s = 1 - \frac{\sum_{i=1}^n (x_i - y_i)^2}{n(n^2 - 1)})$ は、ナカオカの場合は $r_s = 0.63$ であり、ラスの場合は、 $r_s = 0.50$ である。従つて両者ともに比較的固定した「票田」を持つことが推測される。

次に、日系候補者ナカオカだけでなく、白人候補者ラスのプレシント別得票率の順位と、日系アメリカ人の登録投票者の割合のプレシント別順位の相関をとると表21のとおりである。表21の結果は、われわれの仮説に全く反するものである。われわれは、この事実から結論をひき出す場合に、次の疑問に何らかの解答を与えておく必要がある。即ち、白人候補

表 20

| | | |
|------|-----------------------------|-------|
| 1972 | Kiyoto Kenneth(Ken) Nakaoka | 4,492 |
| | Michael John(Mike) Evans | 352 |
| | Edmond J. (Ed) Russ | 3,933 |
| | | 8,777 |
| 1974 | Kiyoto Kenneth(Ken) Nakaoka | 3,262 |
| | Edmond J. (Ed) Russ | 4,405 |
| | | 7,667 |

Source: Resolution No. 2794, and No. 2994.
Resolutions of the City of Gardena, California.

表 21

各年度の選挙結果とプレシント別日系人登録
投票者の割合 (1975年4月現在) の順位相関

| | | | |
|----------------------|-----|---------|---------------|
| 1972年 | Ken | Nakaoka | $r_s = -0.07$ |
| | Ed | Russ | $r'_s = 0.94$ |
| 1974年 | Ken | Nakaoka | $r_s = -0.23$ |
| | Ed | Russ | $r'_s = 0.73$ |
| 1972年と1974年の得票率順位の相関 | | | |
| | Ken | Nakaoka | $r_s = 0.63$ |
| | Ed | Russ | $r'_s = 0.50$ |

者ラスの方が、日系候補者ナカオカよりも、はるかに高い正の相関を示す事実は、果して何を意味するのであるか。それにはおおよそ、二つの理由が考えられる。(i) 日系人の日系候補者にたいする Ethnic Bloc Vote は、存在しないため。(ii) 日系人の Ethnic Bloc Vote が明確に存在し、これに対抗するため日系以外の人種集団が強い対抗ブロックを形成して、非日系候補者を支持しているため。

【前者(i)の理由について】選挙は、候補者と投票者の相互作用と考えられる。したがって、ケン・ナカオカが一候補者として、日系の Ethnic Bloc Vote をひきつけられない何らかの欠陥(例えば多くの日系人に受け入れられにくい経歴ないしパーソナリティの持主などであった場合)があるとか、或いは異なるレベルにおける日系人政治家同志の対立が日系人社会を二分している状況の存在する場合が考えられる。そこで、ナカオカ以外の日系人候補のプレシント別得票率順位と日系登録投票者の割合のプレシント別順位が、高い正の相関を示せば、ナカオカは特殊例になり、その結果を一般的傾向として受けとることはできない。

そこで一九七二年の市会議員候補者であったポール・バンナイと、一九七四年に市会議員候補者であったマス・フカイの場合を、前と同様の方法で順位相関をもとめると、表22のとおりである。

両者とも、一応は正の相関係数を示してはいても、これらの数値からは、日系人の Ethnic Bloc Vote の存在を、明確

表 22

| | | |
|-------|-------------|-------------|
| 1972年 | Paul Bannai | $r_s=0.30$ |
| 1974年 | Mass Fukai | $r'_s=0.21$ |

に証明する事はできない。ケン・ナカオカの事例は、日系人候補として特殊例という事はできないと考える。以上から、結局、(i)の理由づけは確認するに十分な根拠を持つと思われる。

【後者(ii)の理由づけについて】 もし非日系の Bloc Vote が、日系の Bloc Vote に対抗する意味で存在するならば、日系の登録投票者の割合の大きいプレシントで、ケン・ナカオカの得票率は日系登録投票者の占める割合を大幅に越える事はないであろう。

そこで、日系登録投票者の割合の大きい上位十のプレシントを調べてみよう。七二年および七四年の市長選挙において、ケン・ナカオカのプレシント別得票が、日系票だけで構成されていたと仮定した場合、おおよそどれくらいのパーセントの日系票の支持が要求されるかを示したものが、表23に示されている。ガーデナ市における七二年の登録投票者中の投票率は、五〇・四パーセント、七四年は四五パーセン

表 23

| 日系登録投票者 % 順位 | 日系登録投票者 % | プレシント トナンバー | 1974 | | 1972 | |
|-------------------|--------------|----------------|--------|------------------------|--------|------------------------|
| | | | 得票率(%) | 要求されるBloc Vote の投票% | 得票率(%) | 要求されるBloc Vote の投票% |
| 1 | 53.5 | 38 | 48.6 | 90.8 | 64.2 | 112.0 |
| 2 | 43.7 | 37 | 37.8 | 86.5 | 49.8 | 113.9 |
| 3 | 42.3 | 29 | 38.2 | 90.3 | 43.6 | 126.7 |
| 4 | 40.2 | 30 | 47.3 | 117.6 | 52.9 | 131.5 |
| 5.5 | 37.6 | 34 | 50.4 | 134.0 | 55.1 | 146.5 |
| 5.5 | 37.6 | 36 | 52.1 | 138.5 | 58.9 | 156.6 |
| 7 | 35.8 | 18 | 34.2 | 95.5 | 46.3 | 129.3 |
| 8 | 33.1 | 23 | 40.5 | 122.3 | 49.1 | 148.3 |
| 9.5 | 31.8 | 33 | 45.1 | 141.8 | 57.0 | 179.2 |
| 9.5 | 31.8 | 16 | 31.8 | 100 | 38.3 | 120.4 |
| ガーデナ市全体の投票 平均率 | | | 45% | | 50.4% | |

トである⁽³¹⁾。このことを考慮すると、表23中の要求される Bloc Vote の数値が100パーセント以下のものであつても、異常に大きいものであることがわかる。すなわち、ガーデナ市においては、日系人の Ethnic Bloc Vote も、非日系人による反日系 Ethnic Bloc Vote も、ともに存在しないことを確認しうる。結局、(ii)の理由づけは確認することはできない。

以上の考察から、われわれは仮説二―Bの検証について次のように結論づけることができる。ガーデナ市の市議会レベルの選挙において、日系人候補者のプレシント別得票率の順位は、プレシント別の日系登録投票者の占める割合の順位と、意味ある相関を確認できなかった。従つて、仮説二―Bの検証はきわめて困難である。

〔VI〕

第三章全体の結論として、仮説二―A、および仮説二―Bは共に検証されなかつた。したがつて、これらの前提に無理がある事が指摘しうる。つまり、日系人は数的に極度に小さいマイノリティであり南カリフォルニアで政治的に有意な、Ethnic Bloc Voteを行使しうる力はないと言えよう。この意味では、さきに指摘したロスアンゼルス郡陪審員資格審査室長ベン・バーガスの指摘した、日系人の登録投票者の割合の少なさの理由づけは、適切であると思える。しかし一歩すすんで、何故、日系人はガーデナ市のように、白人に次ぐ二番目に大きな人種集団(二〇パーセント)である場合にも、Ethnic Bloc Voteに関心がないのであろうか。モントレレーパーク市の市会議員ジョージ・イゲは、外からみたガーデナの日系人について次のように述べている。

「居住する日系人一人当りの収入は、モントレレーパークの方が高いにもかかわらず、ガーデナ市は日系人のより積極的な政治参加がみられる。」(鶴木注IIモントレレーパーク市の総人口は四九、三〇八名、このうち白人四九・九パーセント、メキシコ系三三・四パーセント、東洋系一五

・三パーセント、黒人一・六パーセント⁽³³⁾

ところが、ガーデナ市内部から見た、ガーデナ市の日系人の姿は、これとは異っている。ナカオカとバンナイはそれぞれ次のように述べている。

ナカオカ「日系人の票だけで選挙には勝てない。選挙資金についても、日系人からの寄付だけでは決して十分とは言えない。マジョリテイ側の支持し白人票を獲得しなければならぬ。ガーデナ市では、白人は日系人を黒人やメキシコ系人より信用している」⁽³⁴⁾

バンナイ「カリフォルニアの州政治のレベルまで言えば、一・二の例外(たとえばロスアンゼルス市長、トム・ブラッドレー(黒人)の場合など)をのぞいて、黒人とメキシコ系の候補者は、その選挙区の登録投票者の五〇パーセント以上が、彼等と同じ人種集団の構成員でなければ絶対に選挙に勝てない。しかし日系人の場合、履歴さえよければ政治家になれる機会は大い。私は広い範囲から票をうることを要求される。その一つの方策として、選挙事務長に白人をあてている。私にとつて、黒人票の獲得は困難である」⁽³⁵⁾(鶴木注「バンナイ議員は共和黨員であり、現在黒人はほとんどが民主党支持なので、その意味からも黒人票のかくとはむずかしい。)

つまり、日系人の政治態度として候補者側に強いマジョリテイ白人集団への「同化」(Assimilation)の志向があり、それと大部分が二世により構成されていると考えられる日系人投票者側の価値志向とが一致しているということができよう。大部分の二世は、その体験からして今日でも、アメリカ社会のかつての“Melting Pot Ethos”を強く内面化しているのである。

従つて、仮説二は検証されるが、日系人の登録投票者の割合の少い理由が、すべからくその人種集団構成員の数の圧倒的少さに由来する政治的無力感にあるとはいえないように思われる。換言すれば、日系人候補者がマジョリテイにうけ入れられることが確実視されるなら、むしろ日系人ブロックの存在を露骨に示すことはマイナスであり、いまさら自分が登録投票者になつたところで大勢に変化はないという政治的無関心のパターンが現われてくるのではないだろうか。

いずれにせよ、この点については、機会を改めて、より詳しく検討してみることにした。

【結論】 日系人の政治意識は登録投票者の割合が極めて低い理由を、日系集団の少さによる“Ethnic Bloc Vote”としての政治的有効性の無さにもとめた仮説二は、さらに検討すべき点をのこしてはいるが、適切なものと考える。

第四章 考 察

カリフォルニアにおける日系人の政治意識は、人種集団としての日系人のおかれた社会的位置に大きく関連するものと思われる。今日、建国二百年をむかえたアメリカで、その記念祭を催す事につき、マイノリティの側から素朴ではあるが核心をえぐつた疑問かなげかけられている。すなわち、黒人にとつてアメリカの過去二百年は、果して祝うべきどのような意味を持つていたといえるのだろうか。アメリカ・インディアンにとつて、それは土地を奪われ人間としての存在を否定されてきた歴史ではなかつたのだろうか。中国系や日系の人々にとつて、黄禍論のうずまくなかで最低辺の労働力として人種的にも経済的にも抑圧されてきた歴史ではなかつたのだろうか。それなのに、何故、これらマイノリティは二百年祭を半ば強制的に祝わされるのであろうかという疑問である。こうした素朴な疑問の提示は、たしかにアメリカ建国二百年の歴史の一面しか見ていない嫌いがあることも事実ではあるが、今日のアメリカ社会のエートスが大きく影響していることも事実である。それは、アメリカの新らしい「多元主義」(Pluralism)の抬頭であると私は考える。アメリカ社会を構成している様々な人種や宗教集団の成員が、自分達の本当の安寧が、つまるところ白人は白人社会の中に、黒人は黒人社会の中に、日系は日系社会の中にあるという認識を今日持ちはじめている。それは、人種、宗教、出身国等の多様な要素によつて構成されているアメリカで、人々が各々平等な人間としての自尊心を保つたためなのである。つまり、それは自分達の過去やうけついで来た文化——価値体系、言語、歴史等——を、より優勢な文化(マジョリティの文化即ち白人文化)に従属させることではなく、むしろ自分たちが属する個別文化への帰属意識を強め、それが決して他と比較して遜色のないものであるという認識を持つ

ことなのである。そうすることによつて、他文化の構成員への人間的尊重も生れてくるのである。

今日のアメリカ社会で、マイノリティの人々が設定する基準的なアイデンティティのレベルは、集団のレベル——特に人種集団——におかれているように思われる。もちろん、基準的なアイデンティティのレベルは、より小さな集団のレベルから国家のレベルへ、また時にはそれを越えて国際的組織のレベルへと上昇拡大されたり、或いは逆に下降縮小されるものである。それが特定のレベルに定められるのは、外的な環境や状況により、或いは内的な葛藤によりいくつかの構成要素の相殺が行なわれ、レベルを上昇させる力と下降させる力にバランスが生じると考えられるからである。⁽³⁶⁾

この様な「多元主義的」エートスを持つたアメリカ社会において、現在日系社会の主要な政治勢力を形成している二世の世代の持つ支配的価値観には時間的遅滞が存在するように思える。すなわち、二世の基本的アイデンティティは、依然としてアメリカ国家のレベルにおかれているように見える。彼らの政治的社會化の最も重要な青少年期に、アメリカ社会のエートスは「Melting Pot Theory」であつた。その持つ意味は、ドミナントな文化＝マジョリティの白人文化への「同化」にほかならなかつたのである。ところが現実には、日系人は長い間、制度的にも「同化」できない人間としてあつかわれてきた。社会学者キタノは、一九二〇年十二月の「外国人土地法」制定にたいする日系社会の反応を次の様に述べている。

「外国人土地法は日系社会に致命的な打撃を与えた。なかんずく、それはカリフォルニアに住む日系人の将来の希望を閉ざし、彼らに大きな不安をいだかせた。彼等は“Melting Pot Ethos”がアメリカ社会の夢の一つとなつていた時代に、自分たちが同化できない劣等な人種であるというレッテルを貼られ失望した。」

しかし、このような状況下でも、また強制収容所に入れられても、二世の願望——特に日本の敗色が濃くなつてから一層強くなつたのだが——は、アメリカ社会への同化であつた。多くの二世は、志願兵として四四二部隊で米軍兵士としてアメリカ社会への忠誠を示そうとした。それは彼等が如何に完全な市民としてアメリカ社会にうけ入れられる事を望んでいたか

を示しているといえよう。

二世の「同化」価値への強い志向は、一世が後の世代に伝えた「勤勉さ」と結びついて、日系人の経済的地位の向上に大きく貢献した。その結果、日系人は集団として社会階層を中間の位置にまで昇ることができた。しかし、日系人は、マジヨリ・テイ・白人の世界に完全にうけ入れられるには、あまりにも肉体的、文化的相違をもつていた。しかもこのような中間層としての日系人の社会的位置づけは仮説一の検証でも明らかかなように経済的虚弱性を内包したまま、固定化してしまった様に見える。

このような経済的要素に支えられて中間層に上昇した日系人は、政治の領域では——一人一票の原則がたらぬかれるかぎり——全く力のないマイノリティの立場から脱する事はできない。公選職をねらう日系政治家にとつて、日系集団の票数がほとんど何の役にも立たないぐらい少数でしかないならば、白人か黒人かいずれかの十分に票数をもつ集団から支持をひき出さなければならぬ。この際、日系人の第二世代に支配的な「同化価値」は、市の任命職等についた経歴のよい日系人にとつて、公選職をねらう上で、マジヨリ票(多くの場合白人票)を獲得する上で、貢献することとなつた。他方、日系有権者もこのような状況の下で、政治的に意味のない Ethnic Bloc Vote をかためようとすることは、日系候補者を当選させる上でも戦術的に得策ではない事を理解したのである。

したがつて、日系人の政治参加のパターンには、今日あまりにも同化価値が優先されるため、アイルランド系、イタリア系、黒人のように、例え日系人が公選職を獲得した場合でも、その職を自己と同一の人種集団の社会階層上昇に、露骨に役立たせようとはしないのである。日系社会の側から見れば、日系政治家の機能は、第二世代の一般的機能Ⅱ外界との橋渡しの延長線にあるにすぎないのである。しかし、もはや完全にアメリカ社会の中でアメリカ人として教育をうけた第三世代以後の若者にとつて、二世の「同化」価値優先は痛烈に批判されるべき対象となつている。それは今日のアメリカ社会の Ethos =

多元主義に対する日系社会の支配的価値の、時間的遅滞への批判である。カリフォルニア大学ロスアンゼルスのアジア系アメリカ人研究所に積極的な出入する多くの日系二世たちは、アメリカの現在の通常的な政治過程に、ほとんど関心を持っていないと述べている。しかし彼らは、日系人の歴史、文化的背景、現在の差別の実情等に大きな関心をいだいており、Asian-American Movement や Yellow Brotherhood Movement への強い共鳴を示している。彼等は、まさにアメリカの今日のエリートスル多元主義の中で、政治的社会化をうけてきた世代である。これらの世代が、二世の世代に代つて日系社会の中で政治的マジョリティを占める時、カリフォルニアの日系人の政治意識のパターンは、この拙稿で素描した状況とは異なる可能性があるであろう。

いずれにせよ、リブセットの示したマイノリティの政治参加の過程は、政治勢力として意味をもつ構成員数を持つ集団にのみあてはまるように思われる。

* * *

当調査を行なうにあたり、カリフォルニア大学ロスアンゼルス(U・C・L・A)の人類学部教授 我妻洋博士と、同令子夫人には一かたならぬお世話になつた。記して心からの感謝を表したい。また同じく政治学部教授 ハンス・ベアウォルト博士、州下院議員 ポール・バンナイ氏、および日本総領事館文化担当官であつた沢田なつみ女史にも深い感謝の意を表するものである。

なお当調査は、一九七〇年時点と一九七五年時点とで、ロスアンゼルス市の日系人クラスター地区およびガーデナ市に、人種別人口構成上に大きな変化のない事を基本的前提としている。何故ならば、人口統計は一九七〇年調査の数値を用い、登録投票者の数値は、Department of Registrar-Recorder, County of Los Angeles に、一九七五年三月から五月ま

ては保管されていた名簿から算出した。

- (1) Seymour M. Lipset, "The Israeli Dilemma," in M. Curtis & M. Chertoff eds, *Israeli: Social Structure and Change*, Transaction Inc., 1973.
- (2) Frederick M. Wirt, *Power in the City: Decision Making in San Francisco*, Univ. of California Press, 1974.
- (3) Bradford Smith, *Americans from Japan*, Philadelphia, 1949.
- (4) Karl Yoneda, "100 Years of Japanese Labor History in the USA," in *Roots: An Asian American Reader*, A. Tachiki et. al. eds, U. C. L. A., 1971.
- (5) Harry Kitano, "Japanese Americans: The Development of a Middleman Minority," in *Pacific Historical Review*, vol. XLIII, no. 4, 1974.
- (6) "Are you a Registered Voter?," in *The Pacific Citizen*, Sept. 4, 1970.
- (7) *ibid.*
- (8) Ben Vargas 一九七四年四月八日、午後三時から午後四時、The Superior Court にて面接
- (9) Leo Breiman, *Report for Superior of the State of California for the County of Los Angeles*, NO. A 277425, Executed on March, 1973.
- (10) Helen Kawagoe, *City Clerk, City of Carson*, 一九七五年二月二七日、午前十時から十一時半まで、市役所にて面接
- (11) Ken Nakaoka、一九七五年三月二四日、午後二時から午後二時四五分まで、カーテナ市のマン・ナカオカ事務所にて面接
- (12) U.S. Department of Commerce, 1970 *Census of Population: Japanese, Chinese, and Filipinos in the United States*.
- (13) *ibid.*
- (14) Roger Daniels & Harry Kitano, *American Racism: Exploration of the Nature of Prejudice*, Prentice Hall, 1970.
- (15) Souichi Fukui 一九七五年三月五日、午後二時から午後三時まで、ロサンゼルス市内 Fukui 事務所にて面接
- (16) George Sanki, *Vice President of Tokai Bank of California* 一九七五年三月十日、午後三時から三時半まで、Los Angeles Down Town Office に面接
- (17) U.S. Department of Commerce, 1970 *Census of Population: Characteristics of the Population*.
- (18) *City of Los Angeles, Community Analysis Bureau, The State of the City: A Cluster Analysis of Los Angeles*, 1974.
- (19) ヤンサキ・ナラタマは次のような、6026, 6029, 6030-01, 6030-02, 6031, 6032, 6033, 6034, 6035, 6036
- (20) Floyd Mori, *Member of California Legislature* 一九七五年五月七日、午前十一時から午前十一時四十分まで、Sacramento の下院議員事務所

に面接。

- (12) Paul Bannai, Member of California Legislature 一九七五年三月七日、午前十時から午前十時四十分まで、ガーデナ市の District Office に。同じく、一九七五年五月六日から七日にかけて、サリャメントで州議会等を案内していただいた。
- (21) Ken Nakaoka 前掲。
- (22) Kenneth Reich, "Democrat Hughes Wins Assembly Runoff," in Los Angeles Times, July 16th, 1975.
- (24) 複数の日系人候補者がある場合、少くともそのうちの一人にたいして。
- (25) 1970 Census of Population: Japanese, Chinese, and Filipinos, op. cit.
- (26) 重罪(Felony)とは、死刑なりし州刑務所以上のレベルに収監を受けたもの。
- (27) Chicanos と Spanish とは、しばしば同義語、あるいは明瞭な区別なしに用いられる。なお、Chicano はメキシコ系男性、Chicana はメキシコ系女性、Chicanos は複数形として用いられる。
- (28) Los Angeles, Community Analysis Bureau, op. cit.
- (29) 1970 Census of Population, Characteristic of Population, op. cit.
- (30) 一般投票の結果は次のとおりである。
- * ガーデナ市長職選出方法及び任期に関する一般投票、一九七一年六月八日。
- 【提案B】五人の市会議員の互選による市長職を、公選職とし、市会議員数を四名とすべきか。 承認(賛成四、〇六二、反対一、二二六)
- 【提案C】市長職の任期は二年とすべきか。 承認(賛成三、四六七、反対一、四七五)
- 【提案D】市長職の任期は四年とすべきか。 非承認(賛成一、六一〇、反対三、〇一一)
- (13) City Clerk of the City of Gardena, City Clerk's Certificate of Canvass, 1972 and 1974. 同市 City Clerk, Doris Diamond 女史に、多大の便宜を計りいただいた。
- (32) George Ige, Councilman, City of Monterey Park 一九七五年三月三日、午後四時から午後四時四〇分まで、同市役所事務室にて面接。
- (33) City of Monterey Park, This Is Your City - Population Breakdown 1970—
- (34) Ken Nakaoka 前掲。
- (35) Paul Bannai 前掲。
- (36) 我妻洋教授との討論に負うところが大きい。しかしそれより具体的な実証するつもりである。
- (37) Harry Kitano, in Pacific Historical Review, op. cit.